

回答書

名護市堆肥センターの指定管理者公募に係る質問のあった内容について、次のとおり回答します。

※質問の趣旨が変わらない範囲で、本市において質問事項の表現を変更していますのでご了承ください。

	質問内容	回答
1	指定管理者募集要項（P 2） 2 管理の基本的事項 （1）管理の基準⑥ーエ ----- 「本施設が位置する地域からの要請等に対し、その内容を協議、確認の上運営を行うこと。」とあるが、協議の場に名護市も参加してもらうことは可能か。	地域からの要請等については、基本的に指定管理者で対応することを想定していますが、要請等の内容を確認し、必要に応じて市の参加等について検討いたします。
2	指定管理者募集要項（P 3） 2 管理の基本的事項 （4）管理に要する経費 ①利用料金の設定 ----- 施設の利用料金は条例で6,000円／tと設定され、これまで見直しが行われていない様ですが、近年、物価及び資材高騰等の状況もあることから、見直すことができないか。	利用料金の見直しについては、施設の運営状況や物価高騰などの社会情勢の変化、利用者への影響などを精査した上で、総合的に判断いたします。 利用料金の見直しが必要だと判断された場合には、条例改正の手続き（名護市議会の議決含む）を経て、利用料金を改定することとなります。
3	指定管理者募集要項（P 4） 2 管理の基本的事項 （6）指定管理者と市との業務役割分担 ----- 現在、設置されている大型機械等が導入より7年程経過し、今後多額の修繕費負担が生じる懸念があります。更新時期に来ている機械等の更新費用や修繕費等の負担への協力は可能ですか。	当該施設の機械等の点検や修繕等については、原則指定管理者において実施していただくことを想定しております。 ただし、不可抗力（天災、人災、市や指定管理者の責めに帰すことのできない事由によるもの）により、機械等の構造耐久上主要な部分の修繕が必要となった場合には、市と指定管理者で協議のうえ、修繕実施者を決定することを想定しております。 また、機械等の更新については、機械等の状態を見定めながら、補助事業等の活用を含め検討して参りたいと考えています。